

6 農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市区町村及び旧市区町村を区分したもの
区分	基準指標（以下のいずれかに該当するもの）
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人/k㎡以上又はD I D人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/k㎡以上又の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村

- 注： 1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
- 2) D I DとはDensely Inhabited District の略で人口集中地区のこと。原則として人口密度が4千人/k㎡以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5千人以上を有する地区をいう。
- 3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。
- 4) 農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域を「中山間地域」という。
- 5) 旧市区町村とは、昭和25（1950）年2月1日時点の市区町村をいう。